

工事請負契約書に添付する契約事項の一部改正について

工事請負契約書に添付する契約事項の一部を次のように改正する。

(新旧対照表のとおり)

契約事項 (通常の契約) の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(工程表等)</p> <p>第 3 条 受注者は、この契約締結後 10 日以内に設計図書に基づいて、工程表及び_____請負代金内訳書 (以下「内訳書」という。) を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>(下請負人等の選定)</p> <p>第 6 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する者と下請契約を締結してはならない。</p> <p>一 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者</p> <p>二 秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止の期間中の者</p> <p>2・3 略</p> <p>4 受注者は、次の各号のいずれかに該当する建設業者 (建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該各号に掲げる届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。) を下請人としてはならない。</p> <p>一 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出をしていない建設業者</p> <p>二 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出をしていない建設業者</p> <p>三 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出をしていない建設業者</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p> <p>一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となるなど特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者に前項各号に掲げる届出をさせ、当該事実を確認することのできる書類 (以下「確認書類」という。) を提出することについて、受注者が発注者に約した場合</p> <p>二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となるなど特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日 (発注者が、</p>	<p>(工程表等)</p> <p>第 3 条 受注者は、この契約締結後 10 日以内に設計図書に基づいて、工程表及び<u>発注者が特に必要と認める場合にあっては</u>請負代金内訳書 (以下「内訳書」という。) を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>(下請負人等の選定)</p> <p>第 6 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する者と下請契約を締結してはならない。</p> <p>一 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者</p> <p>二 秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止の期間中の者</p> <p>2・3 略</p> <p>(新設)</p>

受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間) 以内に当該確認書類を提出することについて、受注者が発注者に約した場合

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 略

二 主任技術者又は監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項本文に規定する建設工事の場合にあつては専任の主任技術者又は専任の監理技術者）

三 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

四 略

2～4 略

5 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 略

(著しく短い工期の禁止)

第 20 条の 2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

(削除)

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 略

二 主任技術者（建設業法第 26 条第 3 項の工事の場合は専任の主任技術者、また同法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）

三 略

2～4 略

5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 略

(新設)

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約事項の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又

は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 30 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 21 条、第 22 条、第 25 条から第 27 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 略

(あっせん又は調停)

第 57 条 この契約事項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による秋田県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 30 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 22 条まで_____、第 25 条から第 27 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 略

(あっせん又は調停)

第 57 条 この契約事項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による秋田県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。